

令和4年度 工業薬品年間単価契約の見積合わせについて(実施要領)

(「市長部局分(18品)」、「上下水道局分(4品)」、「市立ひらかた病院分(3品)」)

○見積合わせ参加要件

1. 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当しないものであること。
2. 本市において、競争入札参加資格を物品の「15 工業薬品-351 化学工業薬品」で登録している者であること(令和4年4月1日現在)。
3. 見積書提出締切日において入札参加(指名)停止中又は営業停止中でないこと。
4. その他、本仕様の内容を充足すること。

○見積書について

- ・見積書は本市指定の様式を使用し、消費税等抜きと消費税等込みの単価(小数点第2位まで可)を記入すること。

※消費税率8%で見積る品目については、備考欄にその旨を必ず明記すること。

- ・各社の取扱製品で見積りすること(取扱のないものの金額欄は空欄で可)。
- ・見積書のメーカー欄にメーカー名の記載のないものについては、同欄にメーカー名を記入すること。
- ・見積書提出時には、品質保証書の提出は不要とする。
- ・見積書提出期限

令和4年3月9日(水)正午までに、契約課へ見積書を提出すること。

※見積書は持参、郵送もしくはFAX送信すること(メール送信は不可)。FAX送信の場合は、改めて紙文書の見積書の提出は不要とする。

○質疑事項について

仕様書や見積書について質疑がある場合は、令和4年3月1日(火)正午までに質疑・回答書を契約課へメールまたはFAXで提出すること(なお、質疑・回答書様式は、枚方市ホームページの「事業者向け」→「入札・契約情報」→「様式ダウンロード」内に掲示されている「質疑回答書」様式(Wordファイル等の編集可能なもの)を利用すること)。

一者でも質疑があった場合は、令和4年3月3日(木)13時00分より、契約課からFAXで参加全業者へ一斉回答する。また、回答内容は見積条件に含むものとする。

○品質保証

薬品の品質保証書(成分分析表)等の提出については決定候補者にのみ連絡するので、連絡があった際は早急に契約課へ提出すること。

※見積書提出時には品質保証書等の提出は不要。

○契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

○支払条件

毎月末締め翌月末日払い

(納入した物品の代金を毎月末日に集計し、各担当課別に請求書を翌月5日までに提出すること)

※請求については、1円未満(小数点)は切り捨てとする。なお、1円未満(小数点)の切り捨ては一

発注ごと且つ一明細ごととする。

○納入場所

- ・穂谷川清掃工場分 枚方市田口5-1-1
- ・東部清掃工場分 枚方市大字尊延寺2949
- ・淀川衛生事業所分 枚方市出口2-30-1
- ・上下水道局分 仕様書のとおり
- ・市立ひらかた病院分 仕様書のとおり

○契約の締結

- ・契約書は本市の物品購入単価契約書で締結する。

○その他

- ・予定数量は過年度の実績を踏まえて担当課で購入を予定している数量であり、購入を確約するものではない。
- ・本市では、「環境保全都市枚方」の実現を目指しており、別紙環境方針を踏まえ、環境保全に配慮すること。
- ・枚方市路上喫煙の制限に関する条例（平成20年10月1日施行）に基づき、市内全域の道路、公園、広場、河川等の公共の場での歩きタバコ禁止および京阪枚方市駅周辺、京阪樟葉駅周辺での路上喫煙の禁止を従事者に徹底周知すること。
- ・大阪府域では、平成21年1月から自動車 NOx・PM 法対象自動車の運行が規制されているため、自動車 NOx・PM 法を遵守し、府が公布するステッカー（標章）表示した車両を使用すること。
- ・工業薬品納入において、貯蔵タンクの受入口連結金具等、搬入に必要なものは納入者が用意すること。

※「その他」の内容は各仕様書の中で記載されているものもありますが、令和4年度工業薬品の年間単価契約見積りにおける共通事項としてご認識ください。

○連絡先

〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1-20
枚方市 総務部 契約課 物品グループ 物品担当
電話番号：072-841-1345
FAX：072-841-2015
E-mail: keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp